

建設業者の社会保険等未加入対策の取組について

当市では、平成29年3月に愛西市公契約に関する指針を策定し、公契約に関わる労働者の適切な労働環境の確立を目指す取組として、平成29年4月より愛西市公共工事請負契約約款に下記の内容を追加し、発注者が特別な事情があると判断する場合を除き、社会保険等の未加入業者は下請け業者として契約できないことにしました。

これまで、施工体制台帳等で社会保険等の加入状況を確認してきましたが、平成29年10月以降に発注する工事について、各元請業者が下請負の届出を提出する際に社会保険等の加入状況について「最新の経審情報」又は「保険証の写しや保険料の領収書」を活用し確認しますので下請届に併せて必要書類を提出してください。

《標準工事契約約款 抜粋》

(受注者の契約に相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下同じ。）の相手方としてはならない。

- 一 健康保険法（大正11年法律70号）第48条の規定による届出の義務
- 二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- 三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該建設業者と下請契約を締結しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出の義務を履行し、当該事実を確認することのできる書類を発注者に提出しなければならない。

発注担当課が使用する
チェックシート

社会保険等への加入状況チェックシート

※工事下請負届が提出された際の確認に使用してください。

工 事 名 _____

元 請 事 業 者 名 _____

下 請 負 事 業 者 名 _____

最新の経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書（経審）で加入・適用除外の状況が確認できる場合は写しの提出をもって、このチェックシートの作成を省略することができる。

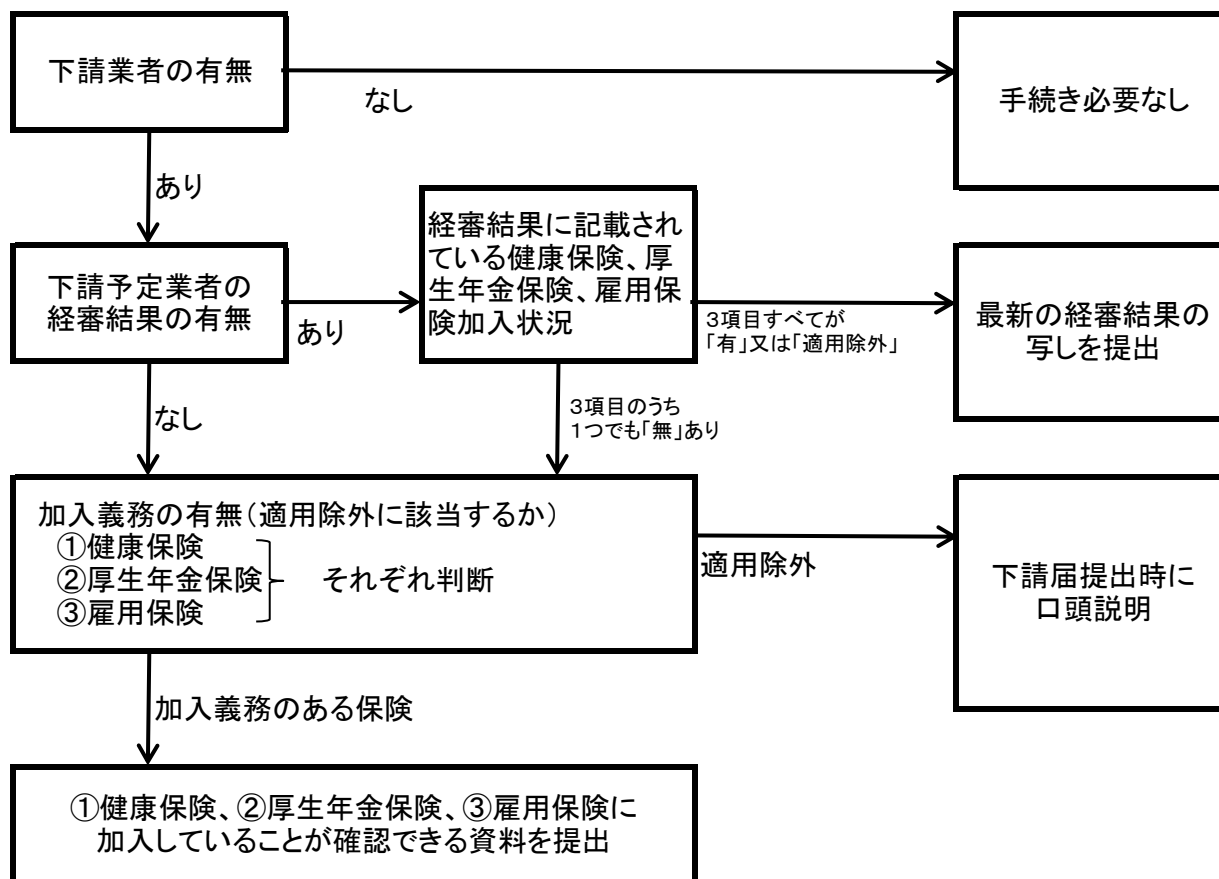
健康保険	<input type="checkbox"/> 加入済	保険証の写し又は保険料の領収書等の写しで加入状況が確認できた。
	<input type="checkbox"/> 適用除外	個人事業主で常用労働者数が4名以下であることを聞き取りした。
	<input type="checkbox"/> 未加入	※特別な事情がない場合は下請事業者になれません。
厚生年金保険	<input type="checkbox"/> 加入済	証明書等又は保険料の領収書等の写しで加入状況が確認できた。
	<input type="checkbox"/> 適用除外	個人事業主で常用労働者数が4名以下であることを聞き取りした。
	<input type="checkbox"/> 未加入	※特別な事情がない場合は下請事業者になれません。
雇用保険	<input type="checkbox"/> 加入済	証明書等の写し、労働保険概算・確定保険料申告書の控え又は領収済通知書等で加入状況が確認できた。
	<input type="checkbox"/> 適用除外	一人親方であること又は常用労働者がいないことを聞き取りした。
	<input type="checkbox"/> 未加入	※特別な事情がない場合は下請事業者になれません。

【確認日】 年 月 日

【確認者】 課 担当者：

印

元請業者が発注担当課へ下請届を提出する際に必要な添付書類について



【適用除外に該当する主な例】

- ①健康保険 個人事業主で常用労働者数が4名以下であること
- ②厚生年金保険 個人事業主で常用労働者数が4名以下であること
- ③雇用保険 一人親方であること、常用労働者がいないこと

【加入状況確認資料例】

- ①健康保険 保険証の写し、保険料の領収書の写し等
- ②厚生年金保険 証明書等の写し又は保険料の領収書の写し等
- ③雇用保険 証明書等の写し、労働保険概算・確定保険料申告書の控え又は領収済通知書等